

高麗時代の私兵について

矢木毅

はじめに

一 高麗前期における私兵的要素

- (a) 王龍軍
- (b) 駆使
- (c) 奴隸
- (d) 別武班

二 高麗後期における私兵の形成

- (1) 武臣執權期の私兵
- (a) 都房
- (b) 三別抄

(2) 事元期以降の私兵

- (a) 成衆愛馬
- (b) 摩下(内廄)
- (c) 牌記

おわりに

はじめに

『三國史記』卷十一、新羅本紀、眞聖王三年(八九〇)條の記述によると、この年、國內の諸州郡は貢賦を輸納せず、國庫の財貨も盡きて経費が苦しくなったので、王は使者を遣わして貢賦の納入を督促した。これに反撥して各地に「盜賊」が

蜂起すると、この機に乗じて元宗・哀奴などが沙伐州（尙州）を據點に叛亂を起こしたという。⁽¹⁾ この「元宗・哀奴の亂」をさきがけとして、その後、完山州（全州）の甄萱、松嶽郡（後に鐵圓郡に遷都）の弓裔などがそれぞれに割據政權を樹立し、いわゆる「後三國」の戦亂の時代が幕を開く。

この時代、各地の豪族勢力は、頻發する盜賊に對處して自ら郷村の自衛に任じ、配下の農民を組織して一種の「私兵」を形成したが、これらの私兵勢力は、あるいは甄萱に服屬し、あるいは弓裔に服屬して、やがて弓裔の後を襲つた高麗太祖（王建）のもとに結集することになるのである。

高麗の國軍組織は、一般に「二軍六衛」と呼ばれているが、これは後三國時代に廣汎に擡頭した地方の豪族勢力（私兵勢力）を國軍に吸收したもので、そのうち上層部は二軍六衛の各領の「將相」クラス（正四品の將軍から正八品の散員まで）、中層部は二軍六衛の各領の「將校」クラス（正九品の校尉、及び流外の隊正）、下層部は二軍六衛の各領の軍人（丁人）として再編された。⁽²⁾ 二軍六衛の軍官・軍人には、それぞれ田柴科體制のもとで「職田」ないし「田丁」と呼ばれる收租地（領地）が與えられたが、それは基本的には軍官・軍人の經營する自家の所耕田（及びその「養戶」の所耕田）のうえに設定され、かれらはこの收租地からの收益によつて軍職・軍役の義務を果たしていたのである。⁽³⁾

ところで、二軍六衛の國軍組織のもとに吸收・再編されていった後三國時代の私兵勢力は、實は公兵組織のなかに「制度化された私兵」として存在しつづけていた。それは、公兵組織が健全に運營されていた時代（高麗前期）においては二軍六衛の制度的な統制のもとに「私兵」としての性格を潛めていたが、その統制の弛緩した時代（高麗後期）においては「私兵」としての性格を剥き出しにして、しだいに國軍の組織を侵食するようになるのである。

高麗後期、とりわけ武臣執權期の私兵については、たとえば我が國における「武家政權」との比較、延いては朝鮮史における「中世」の劃期、……などといった關心から、これまでにも數多くの研究が行われてきた。⁽⁴⁾ しかし、それらの研究

は單に武臣執權期の「私兵」を取り上げるだけで、それが前期の兵制といかなる關連をもち、そのなかからいかにして生み出されていったのかを動態的に把握することには必ずしも成功していないようと思われる。

高麗後期の「私兵」を理解するためには、まず前期において既に存在していた私兵的要素——いわゆる「制度化された私兵」——の存在を明らかにしなければならず、次にその私兵的因素がいかにして成長していったのかを動態的に明らかにしなければならない。

高麗時代の兵制については、筆者は既に若干の考察を試みたことがあるが、未だ充分なものではない。本稿では高麗後期における私兵の問題を二軍六衛の公兵組織との關連において捉え直すことで、私兵の私兵たる所以を一層明らかにすることに努めようと思う。

一 高麗前期における私兵的因素

高麗の國軍組織である二軍六衛は、上將軍（正三品）、大將軍（從三品）がその名目上の指揮官としてこれを形式的に統率する。しかし、直接に軍隊を統率するのは二軍六衛の基本編成單位である「領」の將軍（正四品）であり、將軍の指揮下には中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの「將相」クラスの指揮官と、校尉（正九品）、隊正（流外）などの「將校」クラスの下士官が置かれている。

これに對し、國軍の基礎を構成する「三十八領三萬八千人」の軍人たちは、平時には各地の折衝府——後には軍日道の界首官や守令——のもとに配屬され、定期的に王京に番上して所屬の「領」の將軍のもとで各種の軍役に服していた。次に、將軍の指揮下の各領の軍官・軍人たちは、戦時には幾つかの「領」を束ねて「三軍」ないし「五軍」に再編され、

各軍には臨時に「兵馬使」ないし「元帥」と呼ばれる軍司令官が任命される。高麗前期においては、一般に文官がこれに任命される慣例である。

このように、高麗前期においては軍隊を指揮・統率する権限（軍令權）が、戦時においては兵馬使や元帥に、平時の上番の際には各領の將軍に、さらに非番の際には折衝府（ないし軍目道の界首官・守令）にと、大きく三つの次元に分割して管理されていた。これは、後三國時代に地方豪族とその私兵との間に結ばれていた「私的な主従關係」を解體し、また軍司令官とその指揮下の軍人との間に「私的な主従關係」が成立することを未然に防止するための制度であることは間違いない。

ただし、このような高麗前期の兵制においても、その一部分においては一種の私兵的要素——いわゆる「制度化された私兵」——の存在を指摘することができるのである。

(a) 爲龍軍

唐制、地方の折衝府から中央の諸衛に番上した兵士（衛士）たちは、宮城内および宮城外（皇城・京城）において守衛の任務に就くほか、あるいは京城内の諸司において警固（守當）の任務に就き、あるいは諸王府に配屬されて諸王府の番上の任務に就いた。⁽⁵⁾ したがって、諸司・諸王府に配屬される兵士たちは、本来、諸衛・折衝府に所属する府兵でもあったことに注意したい。

高麗の軍人（丁人）もこれと同様に、地方の州縣から中央の六衛に番上すると、各領の將軍の指揮下に宮城の内外において宿衛の任務に就くほか、その一部は「為龍軍」その他として、國王および王族の警固の任務に配属された。

その領内の十將・六十に闕あれば、他人を除き、並びに領内の丁人を以て、遷轉して錄用せよ。中禁・都知・白甲の別差もまた丁人を以て差に當てよ。（『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗十一年五月條）⁽⁶⁾

大德己亥（忠烈王二十五年、一二九九）、武資に換わり、神虎衛別將を以て、牽龍行首に別差せらる。『拙藁千百』卷一、
元高麗故通憲大夫・知密直司事・右常侍・上護軍崔公（崔雲）墓誌銘⁽⁷⁾

右の諸例に「別差」というのは、ある本務を持つものが、それとは別に、一種の特別勤務に差任される、というほどの意味であろう。つまり、各領の軍官（十將・六十）や軍人（丁人）たちは、將軍の指揮下に衛士としての通常の勤務に就くほか、その一部のものは「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの、一種の特別勤務にも差任されていたのである。

これらの特殊部隊については、近年の宋寅州氏の研究に詳しく述べられているが、宋氏の研究はこれらを二軍六衛とは別個の「禁軍（親衛軍）」の組織としてやや過大に評價しているように思われるので、以下に若干の私見を述べておきたい。これらは「禁軍（親衛軍）」というほどに大げさなものではなく、また二軍六衛と別個に存在しているわけでもない。「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、基本的には二軍六衛の軍官・軍人における、一つの勤務形態にしかすぎないのである。

このうち、「中禁」というのは、後代の史料によると、「御前通喝」——國王の行列の先拂い——を掌る隨從のことである。これには必ず「容貌端正、聲音清亮」なるものを差定したと言われている。⁽⁸⁾

また「都知」というのは、宮中の儀衛に關する庶務を統轄する部隊のことである。都知とはその文字どおり、「都べ知める」というほどの意味であろう。これも後代の史料によると、明朝の宦官十一監の一つに「都知監」というのがあり、もとは「各監の行移・關知・勘合の事」を掌つたが、後にはただ「隨駕して前導・警蹕」した、というのが参考になる。⁽¹⁰⁾ 高麗の「都知」は、もちろん宦官ではないが、その勤務の内容は概ね同様であろう。

「白甲」についてはよく分からぬが、その名稱からして「白色の甲冑」を着した國王の隨從であることは間違いない。

以上の「中禁・都知・白甲」は、いざれも宮中において國王の身邊の警固、及び雜用を掌る隨從のこととて、儀式用の武器（儀仗）を持つて護衛するので「儀衛」とも呼ばれている。これらの特殊勤務には一軍六衛の軍官・軍人が「別差」によつて補任されていた。

一方、「牽龍軍」は、國王および王族に配屬され、その身邊の警固、及び雜用を掌る隨從のことを言う（國王付きの場合は、特に「御牽龍軍」といって區別することもある）。これについては、古くは周藤吉之氏にも詳しい研究があるが、そこでも指摘されてゐるとおり、牽龍軍は、「職は卑しくして任は寵あり、權貴の子弟は、皆これと爲るを願」⁽¹⁾つたと言われている。

「龍を牽く（牽龍）」とは、要するに國王・王族の馬の口取、馬丁のことであるから、その任務は確かに「卑」なるものにはちがいない。しかし、國王・王族の身近に奉仕するので、それだけ國王・王族からの特別の恩寵に浴する場合も少なくない。さうに言へば、牽龍軍などの特殊勤務に服する軍官・軍人たちは、二軍六衛の各領の本務に服する他の一般の軍官・軍人よりも、勤務の評定、及び昇進において、何がしかの有利な待遇を受けることがあつたのである。だからこそ、權貴の子弟は舉つて「牽龍軍」に入屬することを願つたのであるが、これも「中禁・都知・白甲」の場合と同様、本來は二軍六衛に屬する軍官・軍人の「別差」によつて補任されていたのである。

ところでこの牽龍軍は、國王および王族のほか、「立府」を許された權臣に對しても配屬される場合があつたのではない
かと考へられる。このことは、次の史料の内容からも間接的に推測することが可能である。

樞密院副使金若先の妻、燈夕に因りて入内す。王（＝高宗）、太子妃（＝元宗・敬穆賢妃、後の順敬太后金氏）の母なるを以て、その府（＝太子妃府）の牽龍行首、中禁・都知、及び將軍等に命じて僕從と爲さしむ。輿蓋服飾、一に王妃の如し。識者曰く、「下の上を僭すこと、上自らこれを略くなり」と。（『高麗史節要』卷十六、高宗二十三年二月條）⁽¹³⁾

右の史料において、國王高宗が金若先の妻（崔怡のむすめ）に特に太子妃府の「牽龍行首」、國王付きの「中禁・都知」及び二軍六衛の「將軍」らを「僕從」として貸し與えたのは、彼女が本來「牽龍軍」の配屬を受ける身分ではなかったからにほかならない。しかし逆に、「立府」を許された李賚謙⁽¹⁵⁾のような權臣であれば、太子府や太子妃府などに準じて、當然「牽龍軍」の配屬を受けることもあったと考えられる。この點については、たとえば宮中で國王に奉仕する少年奴隸の「小親侍」が、一部には「王の貴戚と從臣」に對しても配屬されていた、という事實も参考になるであろう。

このように、國王・王族のみならず、一部の權臣に對しても「牽龍軍」の配屬が行われる場合のあつたことを、私はいわゆる「私兵」の形成の一つの原基として指摘しておきたい。

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの隨從（儀衛）は、上述の史料にも明確に述べられているとおり、要は貴人の「僕從」にすぎない。したがって、そこには主人と從者との間の「私的な主從關係」がしばしば容易に成立し得るのであるが、しかも、それは單なる「僕從」ではなく、武装さえすれば容易に「私兵」へと轉化し得る存在でもあったのである。

しかしながら、「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、本來、二軍六衛に分屬する軍官・軍人であり、かれらの勤務成績は、その本來の所屬である二軍六衛——具體的には二軍六衛の事務官である長史や錄事參軍事——が取りまとめて兵部に報告し、兵部はその勤務成績に應じてかれらの位階・官職の昇進、及び各種の「別差」への配屬を行っていたのである。

したがって、兵部および二軍六衛による公兵組織の統制がその本來の機能を果たしている限りは、「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの隨從（儀衛）が權臣の「私兵」に轉化することはなかった。たとえそこに「私兵」としての原基が形成されていたとしても、それは「制度化された私兵」として、あくまでも公兵組織の枠内において運營されていたのである。

(b) 驅使

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などは、國王・王族に隨從してその身邊の警固と雜用を掌る儀衛兵であるが、それは見方を變えれば一種の「僕從」にすぎなかつた。これに對し、國王・王族よりも身分の低い一般の官人には「驅使⁽¹⁾」と呼ばれる隨從が配當され、同じように官人の身邊の警固と雜用を掌つていたが、これらは上述のような軍官・軍人の別差ではなく、主として鄉吏階層の子弟、ないし一般良民の差役によつて充當されていた。

拓俊京、谷州の人。その先は本州の吏。家貧にして學問する能わず、無賴の輩と遊ぶ。胥吏と爲ることを求むるも、得ず。肅宗、雞林公たり、その府に就きて從者となり、ついに樞密院別駕に補せらる。(『高麗史』卷一百二十七、叛逆、拓俊京傳)⁽¹⁸⁾

右の拓俊京傳の記述によると、諸王府の「從者」、すなわち「驅使」は、拓俊京のようないくつかの郷吏階層の子弟、もしくはそれよりも家格の低い一般良民の差役によつて充當されていたことが窺われる。郷吏階層の子弟は、一般に「胥吏」の役に入属することが許されているが、拓俊京の場合は「無賴」の故に胥吏となることができず、一旦、それよりも格の低い「驅使」の役に入属して、その功勞によつて「樞密院別駕」、すなわち樞密院の胥吏の職に進むことができたのである。

また、次の金光中傳の記述によると、「驅使」の役に入属したものは、その功勞に應じて「一軍六衛の下級の指揮官職、すなわち「將校」へと進出する道も開かれていたことが確認できる。

光中、官を累ねて諫議大夫・秘書監に至る。嘗て驅使の朴光升を愛し、衣食を與えてこれを畜い、人に請いて隊校(一)

隊正・校尉)に補す。『高麗史』卷一百一、金光中傳)¹⁹⁾

右に「隊校」というのは一軍六衛の下級の指揮官職である隊正(流外)・校尉(正九品)のことと、これらは併せて「將校」とも「六十」とも呼ばれている。二軍六衛の將校のポストは、本来、そこに分属する各領の軍人(丁人)たちが昇進するポストで、この點については、前引の靖宗十一年(一〇四五)五月の「掲榜」——この史料の繫年には重大な問題がある——にも、

その領内の十將・六十に闕あれば、他人を除き、並びに領内の丁人を以て、遷轉して錄用せよ。²⁰⁾

として規定されているとおりである(ちなみに、「他人を除き(除他人)」というのは、領内丁人以外の「他人」を錄用することを止める、という意味である)。しかし、この規定を裏返していえば、特に有力な緣故や功勞があつた場合は「領内丁人」以外の「他人」が二軍六衛の將校のポストに進出する事例もなかつたわけではなくので、事實、金光中の驅使の朴光升は、その主の請願によって將校への進出を果たしていたのである(このほか、驅使の同類である「電吏」などの「雜類」が武官職に進出していいる事例も参考となるであろう。²²⁾)。

このように、驅使の役に入属した鄉吏階層の子弟、ないし一般良民は、その功勞によって胥吏ないし將校へと昇進することが許されていたが、一般には胥吏よりも將校へと昇進するケースが大半を占めていたことであろう。

宣旨に曰く、「……金俊、寡人の親朝して仁王法會を設けんと欲するが爲に、この經(仁王般若經)の新舊譯(鳩摩羅什譯、

不空譯) 各一百二部を印成し、師子座一百を造りて、彩畫粧飾す。供具衣物に至るまで、精備せざるなし。忠誠深重たり。金俊の丘史十人を以て、初入仕を許し、十人は把領に眞拜し、親侍二十人は、假に幞頭を著せしむ。造成監役人は、皆爵を賜う。諸色匠人もまた物を賜うこと差あれ」と。(『高麗史』卷二十六、元宗五年七月)〔亥條〕²³⁾

右は國王元宗がモンゴルへの入朝に先立つて、道中の無事を祈願するために「仁王道場」を設けようとしたところ、當時の代表的な權臣であった金俊が、必要な經文・師子座・供具・衣物などの一切を進呈した、そのことに對する國王の褒賞の命令(宣旨)である。これは高麗後期(武臣執權期)の史料であるが、ここでは國王が金俊の「丘史」、すなわち「驅使」に對し、十人に「許初入仕」、十人に「眞拜把領」の恩典を與えていることに注目したい。

「初入仕を許す(許初入仕)」とは、具體的には「散官」ないし「同正職」を與えることで、「驅使」には一般に「武散官」が與えられた。また「把領に眞拜す(眞拜把領)」というのは各領の軍人を「把ねたば領める」職、すなわち校尉・隊正などの將校のポストに正式に任命(眞拜)することを意味している。これが高麗前期においても「驅使」の最も一般的な昇進コースであつたことは、前掲、金光中の驅使・朴光升の事例に見えたとおりである。

このように、驅使の役に入屬した鄉吏階層の子弟、ないし一般良民は、その主の權勢を背景として校尉・隊正などの武官職に進出していく場合があつたが、このことは高麗後期において權臣たちが「私兵」を形成する際に、人々を權臣の門下に惹き付ける最も大きな誘因の一つとなつたのである。

もちろん、驅使は兵士ではない。しかし官人の身邊の警固を掌る以上、かれらがある程度の武器を所持することは許されていたであろう。

『唐律疏議』卷八、衛禁、宿衛兵仗遠身の條の規定によると、宿衛人(衛士已上、諸衛大將軍以下)は横刀を常に着帶し、甲・^{よろい}

稍・弓・箭については、着帶しない場合でも、いつでも着帶できるように常に身近に所持しておかなければならなかつた。^{〔25〕}これに對し、一般人が私的に武器を保有することは禁じられていたが、日常生活に必要な範圍で「弓・箭・刀・楯・短矛」程度の武器を保有することは許されていた。^{〔26〕}これらは、唐制を繼受した高麗においても、おおむね同様に考えておいてよいであろう。

したがつて、官人の身邊を警固する「驅使」は、最低限、「弓・箭・刀・楯・短矛」程度の武器を保有することは許されていたわけで、つまりは必要に應じて何時でも「私兵」に轉化することができたわけである。しかも、潛在的な「私兵」である驅使は、その主の權勢を背景として「校尉・隊正」などの武官職に進出し、舊主との「私的な主從關係」をそのまま維持ながら公兵組織へと進出していくことも可能であった。

この點において、一般官人に配屬される隨從としての「驅使」もまた一種の「制度化された私兵」であり、それは高麗後期において形成される本格的な私兵集團の、一つの原基として位置づけることができるるのである。

なお、驅使の出身地と、その配屬先の官人の本貫（原籍地）との關係——この兩者が一致するのかどうか——は、極めて興味深い問題であるが、史料のうえからこの點を確認することは難しい。恐らく、國初においては中央に進出した豪族勢力が、その本貫の民衆を自らの「驅使」として使役することは許されていたであろう。しかし、中央集權化とともに豪族勢力の徭役權は抑制され、「驅使」の配當も中央政府——具體的には戸部^{〔27〕}——の統制のもとに置かれるようになったのである。

(c) 奴隸

「驅使」の役には鄉吏階層の子弟、ないし是一般の良民が充當されていたが、これとは別に、官奴隸もまた官人の「驅使」として使役されていた。

驅使は、仙郎と相類す。大抵、皆未だ娶らざる人なり。貴家の子弟に在りては、則ち仙郎と稱す。故にその衣は、或いは紗、或いは羅、皆皂なり。また一等あり、繻袖烏巾。即ち庶官小吏の奴の、驅使と名づくる者なり。(『宣和奉使

高麗圖經』卷二十一、皐隸、驅使⁽²⁸⁾)

右の史料では、いわゆる「驅使」に二種類があり、一つは良人身分の「未だ娶らざるの人」が入屬するもの(「仙郎」)に類するが、仙郎それ自體とは別)、今一つは賤人身分の「庶官小吏の奴」であることが指摘されているが、このうち、前者の良人身分の驅使は、『高麗圖經』卷二十一、皐隸、丁吏の項、及び卷二十二、雜俗一、給使の項に「丁吏」として記述されるもの、後者の賤人身分の驅使は、同じく卷二十一、雜俗一、給使の項に、「みな官奴隸なり」として記述されているもののことであろう。⁽²⁹⁾ なお、官奴隸としての驅使は、官奴隸の名籍を掌る「尙書都官」から個々の官人の家に「驅使」として配屬されたものと考えられるが、その他にも官人の家に隸屬する私奴婢(率居奴婢)が、それぞれの主人(上典)の「驅使」として使役されることもあったであろう。

この場合、良人身分の驅使と、賤人身分の驅使とで、特に仕事の内容に大きな違いがあつたというわけではない。しかし、良人身分の驅使はその功勞によつて「初入仕」を許され、さらには「眞拜把領」を許されて二軍六衛の軍官職へと進出していくことが許されていたのに對し、賤人身分の「驅使」は、「大功ありといえども、賞するに錢帛を以てし、官爵を授けず」⁽³¹⁾——というのが高麗前期を通しての大原則であつた。もつとも、例外的に「放良」を許され、そのうえで「初入仕」を許されることもあつたのであるが、その場合は二軍六衛の軍官職(西班牙職)ではなく、内廷の僚屬である「南班職」⁽³²⁾を與えることが原則となつていたのである。

ところが、高麗後期(武臣執權期)に入るところの原則が崩れ、「南班」に進出した解放奴隸のなかには、「南班七品」の限

職規定を超えて「郎將（正六品）」——武班の「常參官」に相當する——にまで進出するものも現れるようになった。たとえば崔氏の「家奴」の出身で、崔怡のボディーガード（驅使）から「南班職」へ、さらには「西班職」へと進出して、ついには崔氏政權を打倒するに至った金俊の事例などが、その典型として挙げられる。

これらの賤人身分の「驅使」は、特に私奴婢の場合には、もともと奉仕先の主人（上典）との間に人身的な隸屬關係（私的な主從關係）が成立していたのである。これに對し、官奴隸の場合は必ずしもそのように述べることはできないが、後期においては官奴隸がしばしば權門に投托してその私屬となっていたことも見逃すことができない。⁽³⁴⁾ したがって、賤人身分の驅使は、良人身分のそれと同様、「制度化された私兵」として位置づけることができるのである。

(d) 別武班

高麗の國軍は「二軍六衛」の軍人——特に左右衛・神虎衛・興威衛・金吾衛に分屬する三十八領（三萬八千人）の保勝軍・精勇軍——をその中核としていたが、十二世紀に入つて東北邊（咸興平野）の曷懶甸女眞（ハラン）に對する支配權をめぐつて高麗と完顏部女眞（後の金國）との對立が激化すると、高麗ではこの軍事的危機に對應して肅宗九年（一一〇四）に「別武班」と呼ばれる新たな國軍組織を編成した。

尹瓘奏すらく、「臣の女眞に敗るる所以の者は、彼は騎、我は歩、敵すべからざればなり」と。ここにおいて建議し、始めて別武班を立つ。文武散官・吏胥より商賈・僕隸に至るまで、及び州府郡縣の、およそ馬ある者を神騎と爲し、馬なき者を神歩・跳蕩・梗弓・精弩・發火等の軍と爲す。年二十以上の男子は、舉子に非ざれば、みな神歩兩班に屬し、諸鎮府の軍人と四時に訓鍊す。また僧徒を選んで降魔軍と爲し、以て再舉を圖る。（『高麗史節要』卷七、肅宗九年十二月條）⁽³⁵⁾

いわゆる別武班は、對女眞戦争を前提に組織された戰時編成の作戦軍で、その點において平時編成の宿衛組織である一軍六衛とは區別される。また、二軍六衛の軍人（丁人）はその立役基盤としての「田丁」——「軍人田」とも呼ばれる自營田および收租地——を世襲し、この「田丁」からの収益によって自辨で立役することが原則となっていたが、これに對して新たに組織された「神騎軍」、「神歩軍」などは必ずしも「田丁」を保有する農民兵ではなく、その一部には「商賈・僕隸」などの、從來、國軍組織からは排除されていた非農民層のものも含まれている。

軍を選ぶに田を以てす。その法舊し。公（崔宰）に命じてその都監（選軍都監）の使と爲す。一人田を受くるに、子孫あれば子孫これを傳え、なければ則ち他人代受す。（『牧隱文稿』卷十五、碑銘、高麗國大匡完山君謚文眞崔公墓誌銘并序）⁽³⁶⁾

右は高麗時代を通じての選軍の基本——すなわち「田丁」の血縁による世襲（連立）と、それに伴う立役義務の世襲の原則——を示したもので、このことから高麗では選軍に際し、兵士としての身體的な資質よりも、むしろ軍人戸としての經濟的基盤をこそ重視していたことが確認できる。「軍人（丁人）」の子孫が原則として無條件にその父祖の「田丁」を相續し得たのは、私見によれば、いわゆる「田丁」が單なる收租地ではなく、その内部に當該軍人戸の自家の所耕田（自營田）を含んでいたからにほかならない。所耕田がその子孫によって相續されることは言うまでもないが、これに伴って、その所耕田のうえに設定されている收租權それ自體も、當該軍人戸の子孫に優先的に相續されていたのである。

しかし、このように選軍の基準を世襲制におくと、選抜された軍人の兵士としての資質は必ずしも保證されるわけではない。そこで、「別武班」では「軍を選ぶに田を以てす」というこの基本原則を放棄し、「田丁」を保有する軍人戸でなくても、ただ「馬」を自辨するだけの經濟力、もしくは兵士としての身體的な資質さえあれば、だれでも「別武班」に入属

することができることにしたのである。

同じことは、高麗後期における「別抄」の選抜基準についても當て嵌めることができるであろう。後述のとおり、高麗後期においては對蒙抗戦の過程で「別抄」と呼ばれる特別編成部隊が活躍をしたが、これらは「軍を選ぶに田を以てす」という基本原則を外して軍人戸以外から「特別に抄えりんだ」戦鬪部隊の謂にほかならない。

ただし、このような變則的な選抜基準を採用したことは、後々、高麗の兵制を大きく變質させていく要因の一つとなつた。「別武班」や「別抄」として選抜された軍人は、もともと「田丁」を世襲する軍人戸の出身ではない。かれらは軍人としての立役を支える經濟的な基盤を必ずしも保有しない一種の「傭兵」である。しかも戦時編成の部隊として、かれらは特定の指揮官のもとに「長番」の勤務（比較的長期間の勤務）に服さなければならなかつた。

したがつて、その生活は國家による「祿俸」の支給や、あるいは權門による「私惠」に大きく依存せざるを得ない。この點において、「別武班」や「別抄」などの組織がある特定の權門と結びつき、權門との間に一種の「私的な主従關係」を形成する可能性は大いに存在していたのである。

二 高麗後期における私兵の形成

「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」、また一般官人の隨從である「驅使」などは、それぞれ奉仕の対象である國王・王族・官人と私的な主従關係を結ぶことによつて、一種の私兵に轉化する可能性を秘めていた。また、平時編成としての二軍六衛とは別に、對女眞戰争のための戰時編成として組織された「別武班」は、一種の傭兵として特定の指揮官の私兵に轉化する可能性を持っていた。

これらは高麗前期（武臣の亂以前）においては可能性の段階にとどまっていたが、高麗後期（武臣の亂以後）において「二軍六衛」による公兵組織の統制が緩むと、いよいよ本格的に「私兵」としての性格を発現させていくのである。

（1）武臣執權期の私兵

武臣執權期、特に崔氏四代（忠獻・怡・沆・鎭）の私兵については、これまでにも數多くの研究論文が発表されているが、ここでは特に公兵組織と私兵との關係——權臣に奉仕する私兵がいかにして「二軍六衛」の祿官ポストを獲得し、それによつて「二軍六衛」の公兵組織がいかに形骸化していったのかという問題——を中心として考察を進めていく。

（a）都房

毅宗二十四年（一一七〇）のクーデタによつて政権を掌握した武臣たちは、それぞれ身邊を警固する必要から、その門下に多數の門客・私兵を擁していたが、これらは公的に認められていた「驅使」の存在を原基として、それを私的に擴充・發展させたものとみることができるであろう。

武官あるいは宣言して曰く、「鄭侍中（鄭仲夫）、大義を首唱し、文臣を沮抑して、吾曹累年の憤を雪ぎ、以て武威を張る。功これより大いなる莫し。いま大升（慶大升）、一朝にして四公（鄭仲夫・鄭筠・宋有仁・宋群秀）を戸しがねとす。孰かれを討たんや」と。大升懼る。死士百數十人を招致し、門下に留養して、以てこれに備え、號して都房と曰う。長枕・大被を爲りて輪日に直宿せしめ、あるいは自ら共に被りて、以て誠款を示す。（『高麗史』卷一百、慶大升傳）³⁷

忠獻（崔忠獻）自ら縱恣なるを知り、その變の不測に生ぜんことを恐れ、およそ文武官・閑良・軍卒の、強くして力あ

る者は、皆招致し、分ちて六番と爲し、更日にその家に直宿せしめ、都房と號す。その出入するや、番を合して擁衛すること、戰陣に赴くがごとし。(『高麗史』卷一百一十九、叛逆、崔忠獻傳)⁽³⁸⁾

右は慶大升、および崔忠獻が組織した「都房」と呼ばれる私的な宿衛組織で、そこでは「百數十人」規模の多數の人員が權門に私的に奉仕していた。「都房」の「都」は人が多く集まる意、「房」は部屋の意であるから、いわば「大部屋」といった意味になるが、それは先學の解釋のとおり、「本來は壯士(死士)が集まる場所を意味し、やがてそこにいる壯士の集團、さらに集團に屬する人間を意味」するようになつたのである。⁽³⁹⁾ ところで、高麗における「驅使」の配當數は、最高でも門下侍中(冢宰)の二十二名であるから、これは「驅使」としての規定數を、もとより大幅に上回っているが、しかし、その本質は「驅使」にほかならない。一般に、「驅使」は「雜類」と呼ばれて門閥貴族からさげずまれていたが、いまや「文武官・閑良・軍卒」など——つまり歴とした文武の現職官人や、未だ官職に就いていない官人家門の子弟(閑良)、および現役の軍卒などが、甘んじて權門の「驅使」として奉仕していたのである。

さらに崔忠獻は、熙宗二年(一二〇六)に晉康侯として「興寧府」を立て、僚屬を置くことを許されている。⁽⁴⁰⁾ したがって、「立府」を許された權臣の場合には、從前から配當されていた「驅使」以外にも、「立府」に伴つて「牽龍軍」などの儀衛を設けることも許されていたであろう。

このように、武臣執權期において權門が設立した「都房」その他の宿衛組織は、元來、國家によつて配當されていた「驅使」、および「牽龍軍」などの存在を原基として、それを私的に擴充することによつて組織されていたものと考えられる。しかし、こうした制度的な淵源の穿鑿とは別に、いったい何が人々を權門への奉仕に驅り立てていたのかといえば、それはもちろん、權門こそがかれらの「官職」への欲求を満たしてくれたからにほかならない。

前述のとおり、「驅使」にはその服務の年限に應じて「胥吏」ないし「將校」へと昇進する道が開かれていたが、これと同じように、「驅使」から發展した「都房」の構成員に對しても「胥吏」ないし「將校」へと昇進する道が開かれていた。

崔忠獻、賓客を會して重陽宴を設け、都房の有力者をして手搏せしむ。勝者は即ち校尉・隊正を授けて以てこれを賞す。(『高麗史節要』卷十四、熙宗五年九月條)⁽⁴³⁾

右の史料で「都房」の構成員に「校尉・隊正」の職が與えられていることは、前節の史料で金光中の「驅使」の朴光升が「隊校(=隊正・校尉)」に補せられていた事實と全く同じ構圖である。かれらは、權門への奉仕を通して「初入仕」を許され、「眞拜把領」の恩典を受けていたのである。

また、崔氏の門下には數多くの「奴隸」——または良人身分の「婢夫」——が奉仕してその家政を掌っていたが、その中には「都房」と同じように「初入仕」を許され、「眞拜把領」の恩典を受けて、「校尉・隊正」などの軍官職に進出していくものが少なくなかった。

崔瑠、家奴の李公柱を以て郎將と爲す。舊制、奴婢は大功ありといえども、賞するに錢帛を以てし、官爵を授げず。

崔沆の政を秉るや、人心を收めんと欲し、始めてその家の殿前の公柱・崔良伯・金仁俊を除して別將と爲し、聶長壽を校尉と爲し、金承俊を隊正と爲す。ここに至りて、奴等曰く、「公柱は、身は三世に事え、年老いて功あり。請う參職を加えよ」と。奴隸の拜參すること、これより始まる。(『高麗史』卷七十五、選舉志三、銓注、凡限職、高宗四十五年一月條)⁽⁴⁴⁾

初め、忠獻に婢あり、桐花と曰う。姿色あり、里人多く通ず。忠獻もまた嘗てこれに私す。一日、戯れて曰わく、「汝、誰を以て適夫と爲すや」と。婢、興海貢生崔俊文を以て對う。忠獻、即ち俊文を召して家に畜え、これを奴使す。遂に隊正に補し、日々に寵任せらる。凡そ請謁する者は、皆附す。累遷して大將軍に至る。(『高麗史節要』卷十五、高宗六年九月條)⁽⁴⁵⁾

このように崔氏の門下には、その「都房」を構成する「文武官・閑良・軍卒」のみならず、崔氏の私奴婢やその「婢夫」なども多數奉仕していたが、恐らくはこれらも賤人身分の「驅使」として、崔氏の「都房」の一角を構成していたのである。

ところで、これらの「都房」の構成員が、校尉・隊正などの軍官職にきわめて容易に昇進することができたのはなぜかというと、それは言うまでもなく、この頃、崔氏が文武官の人事権を一手に獨占していただためにほかならない。

崔氏はその私第に「政房」を置き、舊來、宰相府(中書門下)や政曹(吏部・兵部)が管掌していた文武官の銓選の事務を獨占したが⁽⁴⁶⁾、このように崔氏が人事権を獨占している以上、「文武官・閑良・軍卒」などが崔氏への奉仕に汲々とするのも當然であろう。

かれらは甘んじて權門の私屬となり、權門への私的な奉仕を通して「官職」への欲求を充足しようとしたのである。そこに、一種の「私的な主従關係」が形成されていくことは言うまでもあるまい。しかも、權門の私屬が二軍六衛の軍官職に進出すると、かれらは禁衛兵としての勤務を差し置いて、引き續ぎ、權門への私的な奉仕の方を優先していたのである。

入りて牽龍行首と爲る。時に禁衛、争いて權門に附し、宿衛はなはだ憐れむ。^{おいた}方慶、その然るを憤り、疾むといえども

告（休暇）を請わず。直盧湫隘たり、衛士みな外に寓宿す。同僚の姓朴なる者、一娼を邀致せんと欲す。方慶、固くこれを止む。^{とど}朴、慚謝す。（『高麗史』卷一百四、金方慶傳）⁽⁴¹⁾

右に「權門」というのは、具體的には崔氏を指すが、これによると「中禁・都知・白甲」や「牽龍軍」などの禁衛兵は、その本來の勤務の合間に——もしくはその本來の勤務を放擲して——舉つて崔氏の門下に奉仕していたことがわかる（金方慶のような堅物は例外である）。もちろん、「宿衛人」が入直の義務を怠った場合、唐律ではその缺勤日數に應じて笞四十、ないし徒二年の罪が科せられることになつていだし、また身代わりを立てて勤務を代わつてもらつた場合には、當直箇所の重要度に應じて杖七十、杖八十、ないし流三千里、絞などの罪を科せられることにもなつていた。⁽⁴⁹⁾これらの規定は高麗においても同様であつたにちがいない。しかし、そうした法的な規制も武臣執權期においてはほとんど形骸化していたのである。

この時期、二軍六衛の公的な指揮系統が形骸化していくことは、逆にいえば、權門とその私屬との間の「私的な主從關係」が擴大し、權門の「私兵」が形成されていく事實を反映していたのである。

(b) 三別抄

武臣執權期の代表的な軍事組織である「三別抄」は、モンゴル軍の侵攻に際して高麗の抵抗戦争の主軸となり、高麗政府がモンゴルとの講和に踏み切ると、これに反撥して珍島・耽羅に獨立政府を築き、最後までモンゴルへの抗戦を貫いたことで餘りにも著名である。しかし「別抄」というその名が示すとおり、三別抄は二軍六衛の國軍組織とは本來別個の存在であった。

初め、崔瑀（崔怡、初名瑀）、國中に盜多きを以て、勇士を聚め、毎夜、巡行して暴を禁ぜしめ、因りて夜別抄と名づく。盜の諸道に起ころるに及びて、別抄を分遣して以てこれを捕う。その軍はなはだ衆し。遂に分けて左右と爲す。また國人の蒙古より逃還せる者を以て一部と爲し、神義軍と號す。これを三別抄と爲す。權臣柄を執りて以て爪牙と爲し、その俸祿を厚くし、あるいは私惠を施す。また罪人の財を籍してこれに給す。故に權臣の頤指氣使するや、先を争いて力を效す。金俊の崔竚を誅し、林衍の金俊を誅し、松禮（宋松禮）の惟茂（林惟茂）を誅するや、みなその力を藉る。

（『高麗史節要』卷十八、元宗十一年五月條^{〔51〕}）

右の史料によれば、「三別抄」はもともと「國中」——ここでは「京中」の意——の治安部隊として創設された「夜別抄」をその起源とする。しかし、夜別抄それ自體は、元來、崔氏の隨從である「都房」の構成員を基礎として組織されたものであろう。その證據に、夜別抄の指揮官である「夜別抄都領」の李裕貞という人物は、同時に「都房」にも所屬していたことが史料から確認できるのである。^{〔52〕}

そもそも王京の治安部隊としては、「二軍六衛」のなかに「金吾衛」および「監門衛」が存在し、金吾衛は宮中および京城の巡警、監門衛は諸宮殿門・諸城門の監守および巡警を掌つていた。^{〔53〕}また「巡檢軍」を設けて王京の内外の巡警に當たらさせていたが、これは「牽龍軍」などと同様、「二軍六衛」の軍人（丁人）の「別差」によって組織されていたのである。^{〔54〕}ところが、高麗後期に入つて「二軍六衛による公兵組織の統率が緩むと、宮中および京城の巡警、諸宮殿門・諸城門の監守、王京内外の巡警を擔當していた兵士たちは、多くはその勤務を怠り、もっぱら權門の身邊の警固、および雜用に奔走するようになる。「國中に盜多き」理由も、その一斑は公兵組織の形骸化にあつたことは間違いない。

このため、崔怡は「夜別抄」を創設したのであるが、それはかつての「巡檢軍」と違つて必ずしも「二軍六衛の軍人（丁人）

の「別差」ではなく、それ以外のもの——つまり「田丁」による立役基盤を保有していないもの——であっても、「勇士」でさえあれば、だれでも入屬することができたのであろう。だからこそ、それは「二軍六衛」の國軍組織とは異なる一種の特別選抜部隊として、「別抄」(抄は擇ぶ意)と呼ばれていたのである。

このように「田丁」を保有する「丁人」以外のものを軍隊に召募することは、直接には肅宗朝の「別武班」に始まるが、それはモンゴル抗戦期に「別抄」の召募という形でいっそう大規模に展開する。しかし、「丁人」以外のもの——すなわち「田丁」を保有しない一種の傭兵——が兵士として立役する場合、その經濟的基盤は、もっぱら「俸祿」および權門の「私惠」に依存せざるをえない。したがって、新規に軍籍に就いた「別抄」の軍人たちは、その生計を維持するためにも、自然と「權門」の門下に集まつていくようになるのである。

傳旨に曰く、「さきに耽羅を討つに、京外(京中・外方)の別抄、亡命する者はなはだ多し。懲ざざるべからず。故に曾て罪狀の輕重を以て、銀を徵し、その田丁を收む。今、國家多難、天文しばしば變ず。徳を修め災いを弭めんと欲す。その上に徵せる白銀の外、その收むる所の田丁は、悉くこれを還さしめよ」と。(『高麗史』卷二十七、元宗世家、元宗十四年十月辛未條)⁵⁵⁾

右の王命(傳旨)では、「三別抄の亂」の平定に際し、軍隊から逃亡した「別抄」の收租地(田丁)を沒收したこと、およびそれを覃恩として還給したことが述べられている。ここで「別抄」が保有している「田丁」は、かれらが始めから保有していたものというよりは、むしろ權門への奉仕を通して權門の後ろ盾によつて新たに獲得したものと考える方がよいであろう。しかし、そのようにして獲得された收租地(職田・田丁)は、度重なる戰亂や政變に際してしばしば沒收の対象と

なり、逆に没収された收租地（職田・田丁）は、主として權門の「門客」や「私兵」に優先的に再分配されていったと考えられる。

かくして、戰亂・政變が繰り返されることに、國軍の立役の基礎としての收租地（田丁）は、權門およびその私兵に集積される。このことが、さらに「二軍六衛」の公兵組織における立役の基盤を掘り崩していくことになるのである。

（2）事元期以降の私兵

崔氏政權を打倒して「王政復古」を達成したとはいえ、高麗の王權は依然としてその權力基盤が脆弱なままであった。このため高麗の王室は、一方では元朝との通婚政策を通して國內外における權威の伸張に努めるとともに、他の一方では武臣政權時代に創設された諸制度をそのまま踏襲して、いわば國王自らが權臣たちの恣意的な政治手法を見習うようになつていった。たとえば人事行政における「政房」の存續は、武臣執權期から事元期へと連續する高麗後期の專制的な政治氣質を示す最も典型的な事例のひとつであるが⁵⁶、それと同じことは、軍事面における「私兵」の存續によつても指摘できる。

（a）成衆愛馬

事元期の王權は、一方では二軍六衛の公兵組織を再建しようとしながら、その一方では自ら「私兵」を形成し、むしろこの私兵に依存して二軍六衛の公兵組織の缺を補おうとした。たとえば、忠烈王の組織した「忽赤」^{コルチ}は、その代表的な事例である。

忠烈王即位するや、衣冠の子弟の嘗て從いて秃魯花（質子）となる者を以て、番を分かちて宿衛せしめ、號して忽赤^{コルチ}と

曰う。〔『高麗史』卷八十二、兵志一、宿衛、元宗十五年八月條〕⁽⁵⁷⁾

達達人をば忽赤三番に分屬せしめ、中朝の體例に依りて、各番をして三宿して代わらしむ。牽龍等の諸宿衛も、また然り。(同右、忠烈王八年五月條)⁽⁵⁸⁾

右の史料によれば、事元期に入つても「牽龍軍」その他の從來の宿衛組織は一應存續しているものの、その缺を補うために新たに組織された「忽赤」の方が、むしろ宿衛組織の中心として位置づけられていたことが確認できる。「牽龍軍」その他は原則として二軍六衛の軍官・軍人の「別差」によつて組織されていたが、「忽赤」はこれとは別に、もっぱら忠烈王個人との「私的な主従關係」に基づいて、「衣冠の子弟の嘗て從いて秃魯花(トルカク)⁽⁵⁹⁾〔質子〕となる者」のなかから選抜されていたのである。

この種の國王直屬の部隊は、當時の元制にならつて「成衆愛馬」、または「成衆官」と呼ばれていたが、それは一般には宮中において國王に奉仕する「私屬」であり、その一部は武装して「私兵」としての役割を果たしていた。

判義興(三軍府事鄭道傳等、上書して曰わく、「……」)、司楯・司衣・司幕・司彝・司饗、右件の愛馬は、乃ち前朝(高麗)の季に添設す。宜しく革去すべし。しかれども各々差備あり、卒かに革め難きに似たり。然れども都日に頭爲る者は、諸領の職を受け、本番の事務に閑なきを以て、領に隨うを得ず。これに因りて以て侍衛の虛疎なるを致す。今、各領に削除せる祿官の數を將て、司楯第一番において司直一、副司直一、司正二、副司正一、給事三、副給事三を置き、その餘の三番、および各愛馬は、みなこの例を用い、都日に頭爲るの員將を以て、次第に遷轉して去官せしめよ。

かくの如くんば、則ちその事を有する者その祿を食み、その祿を食む者その事を事とし、名實相い稱い、相い侵亂せず、平かなるに庶からん。……」と。〔『朝鮮王朝實錄』太祖三年二月己亥條〕⁽⁶¹⁾

右は朝鮮初期における鄭道傳の軍制改革の一部であるが、その内容から、逆に事元期以降における宮中の私屬——いわゆる「成衆愛馬」——の實態を窺うことができる。「成衆愛馬」は形骸化した官僚機構の缺を補うために、國王が私的に召募した宮中の私屬集團であるが、そのなかには、後に「別侍衛」に改編される「司楯・司衣」のように、一種の「私兵」としての役割を果たすものも含まれていた。⁽⁶²⁾ したがってそれは、ある意味では武臣執權期に權門が組織した「都房」その他の私兵組織にも擬えることができるのである。

宮中において國王の身邊の警固、および雜用に奉仕する各種の「愛馬」は、その服役日數に應じて「諸領の職を受け」、二軍六衛の軍官職へと進出したが、これは武臣執權期以降、權臣に奉仕する各種の「驅使」が、その服役日數に應じて「初入仕」を許され、また「眞拜把領」を許されて二軍六衛の軍官職へと進出していったことと同じである。

ただし、「成衆愛馬」は國王の私屬だけにその地位は高く、たとえば「司楯第一番」のために設定された「司直、副司直、司正、副司正」などの祿官ポストは、それぞれ高麗の舊制では中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの、いわゆる「將相」の官職に相當する。もちろん、これは朝鮮初期の制度であるが、事元期の「愛馬」に配當された祿官ポストについても概ね同様に考えておいてよいであろう。つまり、宮中に奉仕する國王の各種の私屬（愛馬）は、その服役日數に應じて中郎將（正五品）、郎將（正六品）、別將（正七品）、散員（正八品）などの、各種の軍官職に進出することが許されていたのである。

しかし、二軍六衛の軍官職に進出したといつても、國王の私屬（愛馬）は「本番の事務に閑なきを以て、領に隨うを得ず」、

つまり引き續き宮中で國王に奉仕しているために、二軍六衛の本來の職務に就くことはない。二軍六衛に分屬する各領の將軍（正四品）は、配下の軍官・軍人を統率して宮中の宿衛や京城内の當直（守當）を擔當していたが、實際には軍官職の多くが宮中の「愛馬」によつて流用され、「これに因りて以て侍衛の虛疎なるを致」していたのである。

宮中を宿衛するものが「二軍六衛」の公兵であれ、または「成衆愛馬」の私兵・私屬であれ、それが身邊の警固と雜用を果たしてくれる限りにおいては、國王にとつてはどちらでもよかつたのであろう。しかし、二軍六衛の公兵組織は「軍を選ぶに田を以て」し、「田」という立役基盤に支えられた農民兵によつて組織されることが原則であったのに對し、成衆愛馬のなかには農民兵以外の雜多な身分のものが數多く含まれていた。

吏曹また啓して曰く、「内侍・茶房・司楯・司衣・司彝等の成衆阿幕（愛馬）は、宿衛・近侍の任に備う。擇ばざるべからず。その始めて設くるや、必ずその世籍・才藝・容貌を考えて、乃ち入屬を許す。近來、軍役を避けんと謀り、争いて相い投屬す。ある容いは世籍不現・形狀不完・才藝不通の者、また或いは混雜するあり。その仕滿つるに及んで、賢否を論せず、但だ都目を以て職を授く。故に朝官を拜する者、或いは職に稱わず、守令に除する者、また或いは民を病む。細故にあらざるなり。その入屬する者、慎簡せざるべからず。……」〔高麗史〕卷七十五、選舉志三、銓注、成衆官選補之法、恭讓王三年四月條⁶⁴

右の史料によれば、創設時には兩班子弟を中心とする嚴選された組織であった「成衆愛馬」も、後には軍役忌避の手段と化し、かなり雜多な階層のものが入屬していたことがわかる。これらの投託者のなかには、從來、「限職」の規定によって官界への進出を制限されていた、いわゆる「雜類」も多く含まれていたにちがいない。これらの「雜類」が官界に進出

し、かれらが「二軍六衛」の公兵組織から「將相・將校」のポストや「田丁」を奪ったことは、高麗後期の官界秩序に大きな混亂をもたらす一因となつた。⁶⁵⁾また成衆愛馬への入屬が軍役忌避の手段と化したことは、その反面において二軍六衛の軍人の人的補充を困難にしたことも見逃すことができない。

成衆愛馬は形骸化した公兵組織の缺を補うために、國王が自ら宮中に設けた私兵・私属である。しかしそれは、王權の眞の基盤である二軍六衛の公兵組織を侵食し、ますます形骸化させるという惡循環に陥っていたのである。

(b) 麽下（内廄）

武臣政權の崩壊によって、王權を凌駕する權臣の勢力はひとまず消滅したが、その後、元朝との關係から高麗國內に各種の軍府（萬戶府）が設置されると、軍府の長（萬戶）として軍令權を掌握した官人のなかには、それを基盤として再び私兵を形成するものが現れるようになつた。

時に、方慶（金方慶）、中贊（舊の門下侍中）を以て國に當たり、また虎頭金符を受けて都元帥と爲り、權は一國を傾け、田園は州郡に遍し。⁶⁶⁾ 麽下の將士、日びにその門を擁し、勢に附して威を假る者、中外に横行して、しかもこれを禁せず。『高麗史節要』卷十九、忠烈王三年十一月條

金方慶は「三別抄の亂」の平定作戦において、また後には元朝の「日本遠征」において軍司令官として活躍した、この時期の代表的な武臣であるが、戦時の軍令權——「虎頭金符」はその象徴——を有するかれの門下には、その「麽下」の將士たちが日々宿衛に當たつていた。

「麽下」とはその文字どおり、軍司令官の「麽」⁶⁷⁾のもとにいる軍官・軍人たちのことであるが、『高麗史』卷一百四、金

方慶傳では、この「麾下」の將士たちのことを「内廂」とも稱している。「内廂」とは、軍司令官の内衛の「廂」——正室に對する次の間——に控える宿衛の兵士たちのことで、延いては軍司令官の直屬の部隊のことを「内廂」というのである。ちなみに、朝鮮時代には國王の側近の禁衛軍を「内禁衛」と稱したが、この部隊は元々「内廂直」と稱していた。⁶⁸⁾これも「内廂」に當直する兵士の意味で、當時は國王に限らず、軍司令官の直屬の兵士のことを廣く「内廂」と稱していたのである。

ところで、これらの「麾下」の將士たちは、二軍六衛の各領から編成された他の一般の將士たちとは明確に區別されていた。

(忠烈王)三年(一一七七)、方慶、往きて忻都に碩州に見えて還る。將士みな碧瀾渡に迎う。進義(盧進義)、卮酒を具して進む。方慶の麾下の士、その己に先んずるを惡み、これを止む。進義曰く、「諸軍と麾下と、みな人なり。何の先後かこれ有らんや」と。韓希愈曰く、「これ悖理(はいり)の人。請う飲むなけれ」と。方慶にわかに起つ。進義等これを衝む。(高麗史)卷一百四、金方慶傳⁶⁹⁾

右の史料において、金方慶を碧瀾渡(開城の西、禮成江下流の外港)に出迎えた「將士」たちは、いざれも形式的には金方慶の指揮下に入っていたのであろう。しかし、國家によって編成され、軍司令官のもとに臨時に配屬された「諸軍」と、もともと軍司令官に直屬する「麾下」とでは、「卮酒」を奉げる順番にも明確な區別があつたことに注目したい。

「諸軍」の將士と軍司令官との關係は、國家によって編成された臨時の上下關係にすぎず、本來、作戦が終わればその上下關係も改編ないしは解消されることが原則となっている。これに對し、「麾下」の將士たちは、もともと軍司令官に「門

客」ないし「驅使」として隨從し、軍隊の徵募に應じてそのまま軍司令官の「麾下」に入り込んだものが多かつたのではないかと考えられる。

したがって、「麾下」の將士と軍司令官との關係は、單に國家によつて編成された臨時の上下關係に留まるものではなく、そこには一種の「私的な主従關係」が明確に成立していたにちがいない。この「私的な主従關係」によつて結ばれた軍司令官とその「麾下」の將士たちは、國家による編成とは別個の次元で、常にその關係を維持していく。そこには武臣執權期において成立した「權門」と「私兵」との關係が、明らかに再現されていたのである。

(c) 牌記

平時編成における二軍六衛の形骸化は、それをもとに編成される戰時編成としての「三軍」——あるいは「五軍」——にも深刻な影響を及ぼすことになった。

そもそも、戰時における「三軍」ないし「五軍」の組織は、平時において二軍六衛に分屬する各領の將軍、及びその指揮下の軍官・軍人を單位として、いくつかの「領」を束ねて「軍」を組織し、その「軍」の司令官として文武三品以上の官人を臨時に「兵馬使」ないし「元帥」に任命する制度になっていた。ところが、一領一千人を基本とする各領の編成は、實際には必ずしもその定額を満たしていたわけではない。^⑩ また將軍の指揮下の軍官にしても、そのポストは各種の「愛馬」に流用されて、實際には將軍の指揮下を離れていた。したがって、このような狀態で戰時にいくつかの「領」を束ねたとしても、それだけでは「軍」を編成するだけの充分な兵力を確保することができなかつた。

このため、高麗末期において各種の軍司令官に任命された官人たちは、それぞれ任命された時點で獨自に軍人を徵募し、これによつて各領の軍人の缺を補うことが認められていた。しかも、高麗末期においては、「倭寇」その他の要因によつて「元帥」や「兵馬使」——後に「節制使」——などの軍司令官の任命が常態化し、任命された軍司令官のなかには「留京

「節制使」と稱して王京にそのまま待機しているものが少なくなかった。

これらの内外の軍司令官たちは、それぞれ自己の管轄する地域（道）から獨自に農民兵を徵募して、これを「牌記」と呼ばれる兵籍に登録するようになったのである。

高麗の末、官は兵を籍せず、諸將おのおの占めて兵と爲し、號して牌記と曰う。（『朝鮮王朝實錄』太祖卽位前記⁽¹⁾）

「牌」とは兵士が身につける名札（號牌）の意、「牌記」はその「牌」を所持する兵士の名籍というほどの意味であろう。この牌記に登録された農民兵は、國家（州縣）の支配を離れて、事實上、軍司令官の私兵と化していたが、そのことは、次の趙浚の上言にも端的に示されている。

憲司（趙浚）上狀すらく、「我が國の百姓は、事あれば則ち軍と爲り、事なれば則ち農と爲り、故に軍民一致す。近年以來、各道の節制使（留京節制使）は、先を争いて牒を下し、道内郡縣および京畿の農民をして、無事の時といえども、累朔京に居らしめ、人馬疲困して民怨甚だし。ただに貢賦の百姓のみならず、鄉社の里長に至るまで、また皆これに隸す。國に利あらず、民に便ならず。今後、才智兼ねて全き者を擇んで節制使と爲し、その額數を定め、中外の軍士を統べしめ、その餘の節制使は、一皆革罷せん。外方および京畿郡縣の軍民もまた、皆放還し、農を勧め業に安んぜしめて、以て邦本を固めん」と。これに従う。（『高麗史』卷八十一、丘志一、兵制、恭讓王二年十一月條⁽²⁾）

右の趙浚の上言によると、このころ各道の節制使（留京節制使）は、王京に居ながらにしてその管轄の道から農民兵を徵

募し、「無事の時といえども、累朝京に居らしめ」ていたというが、それは恐らくは、軍事訓練のためであると同時に、軍司令官個人の身邊の警固や雑用に奉仕させるため——要は、これを「驅使」として使役するため——でもあつたのである。

また況んや、外方各道の軍馬は、諸の節制使に分属し、或いは侍衛と稱し、或いは別牌、及び私伴儻と稱し、番上の煩、徵發の擾、その弊はなはだ多し。陪從の衆、田獵の數、その勞また極む。人飢うえて馬困しみ、雨雪に暴露し、私門に直宿し、衆心怨咨し、はなはだ憫むべきなり。方今の大弊、これより甚だしきはなし。(『朝鮮王朝實錄』恭靖王(定宗)二年四月辛丑條)⁽⁷³⁾

右は直接には朝鮮初期の記事であるが、高麗末の私兵についてもその實態は同様であろう。かれらは軍隊として徵募されながら、實際には「陪從」や「田獵」に使役され、「私門に直宿」して、ほとんど軍司令官の「驅使」と同然に使役されていた。

太國三軍、古制なり。中ごろ權臣の廢する所と爲る。宰相おのおの元帥と稱し、一民としてその有にあらざるなし。
(『高麗史』卷一百十九、鄭道傳)⁽⁷⁴⁾

右は「三軍都摠制府」の設立に際しての恭讓王の發言であるが、ここでは高麗末に權臣たちがそれぞれに私兵を形成し、國家の公民支配を搖るがしていった事實が端的に示されている。

「一民としてその有にあらざるなし」—— というのは、もちろん誇張された表現にはちがいない。しかし、國王の危惧したところは、決して杞憂ではなかつたのである。

おわりに

以上、本稿では高麗時代の公兵組織である「二軍六衛」が、後期における「私兵」の發達によって如何に形骸化していくのかを明らかにした。もちろん、高麗後期の私兵については、これまでにも數多くの研究論文が發表されているが、本稿ではとりわけ公兵組織と私兵との關係——前期兵制に内在する「私兵的要素」の發展——という觀點から問題を追究することに意を用いたつもりである。

高麗後期における私兵の發達は、要するに軍司令官とその隨從（驅使）との間に結ばれた、一種の「私的な主從關係」の擴大である。この私的な主從關係は、形式的には公兵組織の外皮を纏っているものの、高麗末期の王權には個々の私兵集團を眞に統率するだけの力はなく、むしろ王權そのものが「成衆愛馬」という私屬を擁した一個の私兵集團にまで成り下がつていたのである。

したがつて、形式と化した「二軍六衛」の公兵組織をその内面から立て直さない限り、高麗という國家は「私的な主從關係」によつて支えられた私兵集團の寄せ集め——いわば高麗初期の「豪族連合政權」——の狀態を抜け出すことができなかつた。だからこそ、趙浚、鄭道傳らの改革派の官僚たちは、なによりもまず、「私兵」を解體して「二軍六衛」の公兵組織を復興させることを目標としたのである。

その際、克復すべき主要な問題點としては次のものがあつた。第一に、國王の私屬である成衆愛馬、および各道軍司令

官の擁する私兵を解體して「二軍六衛」の公兵組織のなかに取り込まなければならない。第一に、肥大化した「二軍六衛」の祿官ポストを整飭し、「私的な主従關係」によって進出した「雜類」の勢力を祿官ポストから排除しなければならない。第三に、常態化した戦時編成としての「三軍」の組織を、平時編成としての「二軍六衛」の組織に還元しなければならない。

恭讓王三年（一二九二）正月における「三軍都摠制府」の設立は、ひとまず、これらの改革の出發點となつたが、その究極的な目標の實現には、以後、さらに八十年餘りの歳月が必要とされた。高麗末期の諸課題を引き継いだ朝鮮初期における一連の兵制改革については、他日、別稿において詳論することを期約したい。

- 注
- (1) 『三國史記』卷十一、新羅本紀、眞聖王三年條。國內諸州郡、不輸貢賦、府庫虛竭、國用窮乏、王發使督促。由是、所在盜賊蜂起。於是、元宗・袁奴等、據沙伐州、叛。
 - (2) 抽稿「高麗における軍令權の構造とその變質」（『東方學報』京都第七十冊、一九九八年三月、京都、京都大學人文科學研究所）。以下、高麗の兵制に關する記述は、すべてこの抽稿での議論を前提とする。
 - (3) 抽稿「高麗時代における土地所有の諸相」（『史林』第八十七卷第六號、二〇〇四年十一月、京都、史學研究會）。以下、高麗の田制に關する記述は、すべてこの抽稿での議論を前提とする。
 - (4) たとえば、旗田魏氏の晩年の諸業績。旗田魏「高麗の武人崔氏の家兵」（『白初洪淳昶博士還暦紀念史學論叢』、一九七七年、ソウル、螢雪出版社）。同「高麗武人の政權爭奪の形態と私兵の形成」（『古代東アジア史論集』上巻、一九七八年、東京、吉川弘文館）。同「高麗の武人と地方勢力——李義改と慶州」（『朝鮮歴史論集』上巻、一九七九年、東京、
 - (5) 『唐律疏議』卷二十八、捕亡、宿衛人亡條、疏。問曰、衛士於宮城外守衛、或於京城諸司守當、或被配於王府上番。如此之徒、而有逃亡者、合科何罪。答曰、宮城之外、兼及皇城・京城。若有逃亡、罪亦與宿衛不別。若其準減三等之例、卽太輕於在家而亡。是知守當雜犯、有減三等之科。逃亡之罪、得罪與宿衛不異。
 - (6) 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗十一年五月條。掲榜云、……其領內十將・六十有闕、除他人、竝以領內丁人、遷轉錄用。中禁・都知・白甲別差、亦以丁人當差。
 - (7) 『拙藁千百』（高麗・崔瀗撰）卷一、皇元高麗故通憲大夫・知密直司

- (事・右常侍・上護軍崔公（崔雲）墓誌銘。大德己亥（忠烈王二十五年、一二九九）、換武資、以神虎衛別將、別差牽龍行首。) (16)
- (『高麗時代親衛軍研究』宋寅州著 (二〇〇七年、ソウル、一潮閣)) (17)
- (9) 『朝鮮王朝實錄』世宗十二年七月壬子條。兵曹啓、「中禁、以年十五歲以下者差定、數凡二十四人。每年一人、八品去官。故十六歲以上者、未得供職、閑遊待次去官、未便。請年滿二十歲、則移屬近仗、通計前仕去官。否則革之、擇各司奴士二十人、定屬、年滿三十、隨即移屬別監・小親侍。」命與政府諸曹同議。左議政黃喜等以爲、「中禁之任、御前通喝、其任匪輕。前此、必以容貌端正、聲音清亮者差定。非近仗比也。且其數止二十餘人。故去官最速。因此人多爭入。其閑遊待次去官、卽就閑待次之例、於國無弊。若令移差近仗、則所任卑曠、且去官太遲、自願者罕少。宜仍舊。」從之。) (18)
- (10) 『明史』卷七十四、職官志、宦官條。都知監。掌印太監一員。僉書・掌司・長隨・奉御、無定員。舊掌各監行移・關知・勘合之事、後惟隨駕、前導警蹕。) (19)
- (11) 周藤吉之「高麗前期の鈐轄・巡檢と牽龍——宋の鈐轄・巡檢・牽攏官との関連において——」(『高麗朝官僚制の研究』所收、一九八〇年、東京、法政大學出版局) (20)
- (12) 『高麗史』卷一百一、權守平傳。牽龍職卑而任寵、權貴子弟、皆願爲之。『高麗史節要』卷十六、高宗二十三年二月條。樞密院副使金若先妻、因燈夕入内。王、以太子妃母、命其府牽龍行首、中禁・都知、及將軍等、爲僕從。輿蓋服飾、一如王妃。識者曰、「下之僭上、上自啓之也。」(『高麗史』卷一百一、金台瑞傳附、金若先傳に關連記事) (21)
- (14) 宋寅州氏が「その府の牽龍行首」を樞密院（樞府）の牽龍行首と解釋しているのは失考である（前掲書、一四三～一六六頁）。) (22)
- (15) 『高麗史』卷一百一十七、叛逆一、李賚謙傳。王又遣使、冊爲亮節翼命功臣、中書令、領門下・尚書都省事、判吏兵部・西京留守事、朝鮮國公、食邑八千戶、食實封一千戶。府號崇德、置僚屬。宮曰懿親。) (23)
- (16) 『宣和奉使高麗圖經』(宋・徐兢撰)卷二十一、卑隸、小親侍。小親侍、紫衣頭巾、復被其髮。蓋宮幃中所使小僮也。王之貴戚與從臣、時亦給之。麗人、大率未娶者、皆裏巾而被髮于後。既娶而後、束髮。其爲小親侍、皆纔十餘歲。稍長、則出宮焉。)

重簡默、平居常閉目而坐、望之凜然。及至接人、渾是一團和氣、故人皆畏而愛之。其在諸將中、獨禮接麾下、平生無譯語。諸將麾下、皆願屬者。

(72) 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、恭讓王二年十二月條。憲司上狀、「我國百姓、有事則爲軍、無事則爲農、故軍民一致。近年以來、各道節制使、爭先下牒、使道內郡縣及京畿農民、雖無事時、累朔居京、人馬疲困、民怨爲甚。非唯貢賦百姓、至於鄉社里長、亦皆隸屬。不利於國、不便於民。今後擇才智兼全者、爲節制使、定其額數、使統中外軍士。其餘節制使、一皆革罷。外方及京畿郡縣軍民、亦皆放還、勸農安業、以固邦本。」從之。(『高麗史』卷一百十八、趙浚傳に關連記事)

(73) 『朝鮮王朝實錄』恭靖王(定宗)二年四月辛丑條。罷私兵。司憲府兼大司憲權近、門下府左散騎金若采等、交章上疏曰、「……又況外方各道軍

馬、分屬諸節制使、或稱侍衛、或稱別牌、及私伴儻、番上之煩、徵發之擾、其弊甚多、陪從之衆、田獵之數、其勞亦極。人飢馬困、暴露雨雪、直宿私門、衆心怨咨、甚可憫也。方今巨弊、莫甚於此。……」

『高麗史』卷一百十九、鄭道傳傳。省五軍爲三軍都摠制府。以道傳爲右軍摠制使。道傳辭曰、「三軍之作、臣在中朝、憲司所建白、臣不知也。然罷元帥爲三軍、以臣爲摠制使、則諸帥失職者、必怏怏曰、『道傳革元帥、自爲摠制。』怨刺竝興。臣又不便弓馬、不敢當。且革私田、改冠服等事、皆非臣所爲也。左右皆目臣。臣又冒處是任、則讒言日至、臣其危乎。願更命他人。」王曰、「大國三軍、古制也。中爲權臣所廢。宰相各稱元帥、一民莫非其有。今革元帥、立三軍、此復古之機也。摠制、憲重任。議諸兩侍中、以卿爲之。卿毋辭。」道傳曰、「儻有讒言、請勿納、永保微臣。」遂不辭。王悅。